

生活福祉委員会 送付26-12

神田冠称反対陳情と新たに住民や企業・在勤者にアンケート調査実施を求める陳情書

受付年月日 平成26年5月7日

陳 情 者

## 陳情書

(趣旨)

千代田区の区長をはじめ区議会議員の方達は、神田冠称を実施した場合、費用や労力は他人事と感じているかもしれません。しかし、弊社のような零細企業は実質、どれ程の負担があるかを、先ずご理解賜りたくお願い申し上げます

### (1)住所変更に対する手続き＝労力

- ・千代田区役所＝住所変更・登記簿謄本の変更（無料とのことですが）
- ・銀行（国内・米国）・税務署・都税事務所・国交省・文科省
- ・内閣府・厚労省・特許庁・警察署・関東運輸局
- ・税関＝輸入に係るすべての業者・アメリカ大使館・取引のある米国企業

### (2)住所変更に対する費用＝製作費用

- ・Webサイトの住所変更（輸入や販売元住所のあるすべてのページ）
- ・住所変更の挨拶文書（同数封筒）・切手（送付数）・会社概要
- ・名刺（各社員数）・ゴム印（縦・横）・レターヘッド・封筒（各サイズ）
- ・カタログ（弊社の場合チラシ含 8種類）

まだ漏れのあると思われる(1)と(2)であります。(2)は現在250万を超える費用です。消費税も上がった今、企業努力のもと血税を納めている中小零細企業に、これ以上の負担をさせないでいただきたい旨、陳情いたします。

昭和42.44年、住居表示に関する法律に基づき、法を守った猿楽町・三崎町に区や町が、また、神田冠称問題を浮上させ住民アンケートは実施されたが、結果、猿楽町・三崎町の住民を二分させてしまった。とても残念です。現在、冠称問題を周知していない中小零細企業は数多くあると思います。経緯も知らない中小零細企業に、区は(1)や(2)を負担させるのでしょうか。

現在7000人を超える反対署名が区役所に届いていると聞きます。この数は猿楽町・三崎町の住民数より遥かに多い数です。

事業所の場合、弊社のような零細企業には、一度もアンケート調査はされていません。これは、問題ではないでしょうか。民主主義に反する行為です。

町もマンションが増え住民も増えている中、改めて住民（千代田区区民全体が望ましい）や、企業、在勤者を含めた形で、アンケート調査を行っていただきたく陳情いたします。

平成26年5月2日

千代田区議会議員 嶋崎 秀彦 殿